

---

---

## 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（厚生労働省）

---

---

- 1 開催日時：2009年11月12日（木）19:20～20:20
  - 2 場所：厚生労働省（中央合同庁舎5号館6階共用第8会議室）
  - 3 出席者：津村啓介 内閣府大臣政務官  
山井和則 厚生労働大臣政務官
- 
- 

（津村政務官）時間が来ているので、さっそく始めるが、よろしいか。本日はお忙しい中、お時間頂き、ありがとうございます。先般から地域主権担当部局からお願いしている義務付け・枠付けの見直しの件だが、厚生労働省にお願いした地方要望分32条項のうち、既に5条項については3次勧告どおり見直しという回答を頂いており、政治主導での成果だと思っている。ありがとうございます。残る27条項について、今日は相談に伺った。勧告内容と異なる見直しが32条項のうち21条項、そして見直し困難というのが6条項なので、厚生労働省の説明を伺った上で、私共の方からも疑問点、その他意見を言わせて頂けたらと思っている。それでは、説明をよろしく願います。

（山井政務官）この1枚を見て頂ければと思うが、まず基本的な私たちのスタンスを申し上げたいと思う。地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する対応ということで、まず第1点は、地域主権改革の実現に向けて、私たちは第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進するつもり。ただし、例外があり、保育、介護、福祉の質等に深刻な悪影響を及ぼしかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準、規制を維持ということにさせて頂いた。そして、施設等基準については全て条例に委任するということが大きな前進だと思うが、その上で例外として、人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準に限り従うべき基準とするということで、下の図にも書いてあるように、全基準の約9割が地方自治体の判断で定められることとなる。さらに保育所については、東京などに限り待機児童解消までの一時的措置として居室面積基準のみ標準とする、ということで、多少、数字は解釈によって1200か112かとか、入れ替わりがあるかと思うが、基本的には全基準、1362項目のうち、約12%が従うべき基準。内閣府からすれば、ここは見解が違うと、問題だと仰るところだと思うが、逆に88%の部分については参酌にするということにした。

そして一気に申し上げると、人権に直結する運営基準等というところには、例えば、サービス内容の説明の同意、サービス提供拒否の禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所の調理室、自園調理などが入っている。それ以外の施設設備、運営基準、例えば、居室の定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど、適切な食事の提供、介護の内容、入浴排泄、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡、この辺りも従うべき基準にすればいいという議論も確かにあるわけだが、最初に申し上げたように、分権改革

は鳩山内閣の大きな目玉でもあるので、基本的には、私たちは、原則は最大限勧告に従うと。ただ、まことに申し訳ないが、ごく一部の、人員配置、居室面積、人権に直接影響する運営基準のみ、従うべき基準ということで残させて頂きたい。異論があるのかもしれないが、基準を緩めて、基準を低くされる場合に関しては、条例委任を認める前提として、標準、参酌すべき基準の場合、国の基準を下回るサービスをするのであれば、サービス水準に応じた老人福祉の介護報酬等を設定すると。これは、狭い部屋や或いはサービス水準を下げるわけなので、費用が少なくなる場合があるので、サービスを下げて、コストが減るにも関わらず、同じ介護報酬だとサービスを下げた方が地方自治体が得をするというモラルハザードのようなことになっても駄目なので、そういうことにならない範囲で、こういう配慮も必要なのではないかと考えている。②の従うべき基準の場合、条例を制定しない場合や国の基準に適合しないと認める場合には総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入していただければありがたい。利用定員に関して、協議認可と計画の策定等については、ここに書かせて頂いた。これが大まかな説明である。後は個別の議論をしたい。

(津村政務官) 私どもの方からは資料の形で、今回の勧告内容と異なる見直しを報告頂いた件や勧告に沿った見直し困難だと回答されたものについて、一通りの、改めての指摘を持参しているが、国民の関心も高く、山井政務官からも冒頭説明頂いた保育所の設備、運営基準の条例への委任の件に、まずはスポットライトを当てて話をさせて頂ければと思っている。私どもの報告でいうと5ページになる。山井さんから説明頂いたものも、基本的にはその内容に沿っていると思っている。全体の中で88%は勧告に従っている、残り12%はとあったが、12%、88%というのは本質的ではなくて、それだけ地域主権というものをご理解頂いて、出来る限り地方自治体の判断でという基本的な哲学を共有しているのであれば、非常に重要な基準である人員配置とか居室面積であるとか、人権に直結する運営基準のところだけは、勧告の趣旨をご理解頂けないのかということをもまずはご説明頂きたい。

(山井政務官) ここが一番の国民の関心であり、焦点でもあると思う。本質的な問題だと思うのが、先日原口大臣とワンストップサービスについて大臣室でお目にかかったときに政務官も在られたかと思うが、原口総務大臣が、保育所とかは質を下げさせてくれと言っているのではなく、より高い基準を設定させてくれと言っているんだということを仰っていた。私はこれは非常に大事なポイントだと思っている、より高い基準を設定してくれるのであれば、何ら異論はなくて大歓迎であって、そして今ここで私たちが従うべきとしているのは最低基準なわけだから、今でも例えば、面積、保育所保育室幼児1人あたり1.98平方メートル以上ですから、高い基準を自由に設定したいという趣旨であれば、2にしても2.2にしても自由なのだが、分権というのは任せて欲しいということなので、あえてストレートなことを聞かせてもらうが、任せて上にされる話なのか、下に行く話なのか、聞きづらいことをあえてお聞きするが、どうなのか。

(津村政務官) 下に行く話も含めて、現に厚生労働省が東京等に限って、しかも時限

的にということで、中途半端なお答えを頂いているところだが、まさに地域主権であるので、それぞれの自治体の首長なり、議会の方々が御自身の責任においてというか、各地域の有権者に付託を受け、選挙の度に洗礼を受けながら判断をするわけであるから、基準が上に行く場合、下に行く場合、論理としては両方ともあり得ると思う。ただ、山井政務官もご心配されるように、例えば保護者の皆さんが保育のクオリティというか質が下がることを強く懸念されるということが一般的なのであれば基準は上がるのだろうし、待機児童の問題も含めて少し基準を緩めた方が結果的により多くの児童がサービスを受けられるということになるのであれば、それは現場の状況に応じて首長が合理的な判断をされると思う。そこは、地方自治体の皆さん、首長の判断を信頼するというのが地域主権の出発点である。私は、山井政務官はそこは重々分かっている、むしろ後ろの方々（注：事務方のこと）が分かっていることを山井政務官が代弁されているのではないかと思うが、地域主権というのはそういう哲学であって、それはまさに我々民主党の仲間が今回訴えてきたことでもある。そうした中で地域の首長、自治体の皆さんが、保護者の皆さんと日常的に接している方々が現実的で合理的な判断をされるということに信頼して、お任せしようということだと思う。如何でしょうか。

（山井政務官）津村さんが言っていることと、私の思いも9割以上は一緒だと思う。今回の政権交替で国の形を変えるということで、国がなんでもかんでも主導するのはやめよう。可能な範囲で地方に任せよう。住民の身近にいるし、かつ、地域のニーズも把握しているのだろうし。そこの思いは一緒だと思う。そういう原則は同じだと共有しながらも、例外をどの位認めるのか。そこの話。それで、先ほどの質問に戻るが、ここが一番大切だと思うが、さっき言ったように分権してより高い基準にする自由を与えてくれと言うのか、分権する以上はより高い基準になることもより低い基準になることも両方認めてくれと言うことなのか。失礼を承知で聞くが、入口の大切なところなので確認したい。先ほどの津村さんの話では分権によって、首長あるいは地域住民の判断によって、より高い基準にする自由も、ちょっと低い基準にする自由も両方認めるべきだという考えか。

（津村政務官）おっしゃる通り。地域主権だから、高いとか低いとか、より良いとかより悪いとかいうことを、国が上から目線で判断することではない。もちろん、参酌すべき基準ということで、こういうケースもあるという例示はすることは考えているが、従うべき基準というのは、明らかに上から目線の話で、従わなければさっきのいろいろな措置もあるという話なので、言う事を聞けということ。そこは、地域主権という考え方と相当距離があると思う。

（山井政務官）そこで、原則は地域主権にすべきだと思う。問題は、憲法25条の生存権にもあるが、それを持ち出すと大げさかもしれないが、その中で最低限のレベルというものはあるだろう。やはり、老人福祉、障害者福祉、保育というのは、日本国の中で最低限の基準というものはあるだろうと思う。こう言ってはなんだが、老人ホームの「たまゆら」という非常に認可不十分なところで火災が起こり、亡くなる人がいる。今までも、ベビーホテルで子供を詰め込んで事故が起こってしまうとか、ああいう事件が起こった時には、もちろん地方自治体も責任を問われ

るが、一義的には国は何をしているのだと、厚生労働省は何をしているのだという部分も必ずあると思う。その最低基準をどの位にするのかがということが議論の中心ではないかと思う。

(津村政務官) 釈迦に説法だが、憲法は条例も憲法違反は許されないわけであり、当然、憲法25条とかその他の手続きも含めて、憲法の枠内の話である。今言われたような、何かあったら厚生労働省のところに文句言ってくるというのは、まさにそこを変えようと言う話なので、私は国民の皆さんに強調して良いと思う。それは地方の責任なのだと。責任を地方が全うすることが、地域主権の大前提だから、私は国が責任を負いながら、地方に任すというのでは成り立たない。地方の皆さんには責任もありますけれど、それに応じた権限もちゃんと渡しますよというのが地域主権である。だから、厚生労働省はドンとしていて良いと思う。

(山井政務官) 今日、配布したと思うが、7月1日に民主党次の内閣、子供男女共同参画調査会が「保育サービスについての考え方」というものを発表している。その中でどう書いているか。保育制度の改革にあたっては、保育の質の確保が大前提であり、国や地方公共団体は質の高い保育を十分提供するため、優先的に財源を確保するべきであると。安易な規制緩和によって質よりも量を追い求め、結果的に子供に不利益を与えるようなことがあってはならない。また現在、国が設けている保育室の面積や保育士の人数などの最低基準についても、子供達に良質な保育を提供する視点で、改善することが必要だと考える。この保育サービスに対する考え方については、政権交替前に発表している。これには、「改善」と書いてあるから、もちろん分権を否定するつもりではないが、先ほど津村さんが言ったように、地方に自由度を与えて、多少基準を低くすることも含めて地方に任せて良いのではないかという考えは、政権交替前の民主党の政策に矛盾するのではないかと思うがその点はいかがか。

(津村政務官) 私は3つの点で今の山井政務官のお話に疑問がある。1つは主語だが、国が全てやるという話ではなく、国や地方公共団体は質の高い保育をという事を書いてあるわけで、国も考える事だが地方公共団体も主語である。まさに地域主権の主体であるから、地方公共団体にもしっかりと考えて頂かないといけないわけで、国が地方を使うという上下の関係ではない。対等に一緒にやっていきましょうという話である。それからもう1つは、安易な規制緩和等とあるが、これは規制緩和ではなく地域主権であるからこれは地方が規制をもっと強くするかもしれないし、地域主権推進であって地方に任せるわけであるから国から見れば規制は外れるかもしれないが、地方から見れば上にも下にもなる話であるので、規制緩和ではない。規制緩和と地域主権推進は全く次元が違う別の話である。そこは役所の論理に山井政務官染まっただけとはいけないと私は思う。それからもう1つ、この最低基準についても子供たちに良質な保育を提供する視点で改善することが必要とあるが現実にこの基準が厳しいことによって待機児童が発生しているという事は、厚生労働省さんが一時的に待機児童が解消するまではということ限定ではあるが事実上お認めになっていて、つまりこの最低基準の現在のあり方が良質な保育の提供にとって良くない状態であるという事があるとすれば、これは最

低基準を下げる事によって改善することだってある。クオリティの問題と保育所の数の問題は両方考えないと保育の質は語れないから、すばらしい保育所がほんの少しあっても、多くの子供たちはサービスを受けられなくなるので基準のクオリティというか厳しさと同時にカバーできる保育所の数の掛け算で保育サービスが図られるべきなので、ここだけ見て議論しては役所の論理だと思う。

(山井政務官) 分かりやすく議論するために、今既に保育所を利用している子供と、今待機している子供と分けて議論しましょう。待機児童の事は置いておいて、今既に保育所を利用してる子供にとっては、人員配置基準が低くなれば何が起こるかということ、あるいは面積基準が緩くなると何が起こるかということ、あえて分かりやすい話をするが、今 50 人いる保育所に 70 人いても良いという事になる。50 人いる保育所に低い基準を入れると、70 人預かり、人手の要件が緩くなり、面積の基準が緩くなるということである。端的に言えばそういうことが起こり得ると思うが、津村さんは今言った 50 人いる保育所を現実的に 60 人にすると、一人当たりの人員配置と面積がより少なくなって、質は上がると思われませんか。

(津村政務官) さっきの縦軸横軸の縦軸の話だけになってしまうので、非常に限定した話にするのは議論が乱暴になると思う。それからもし、保護者たちから見て地域のこの基準は良くないよということが一般的な評価になれば、その地域の中もっとも基準を厳しくしろだとか、もっとこうしろという話が地方議員もいるわけだから、最も市民に近い基礎的自治体があり、都道府県があるわけだから、きちんとそこはチェックが働くわけで厚生労働省さんが霞ヶ関から心配しなくたって地域でしっかりとそこはチェックが働く。

(山井政務官) そこは本当にそうでしょうか。津村さんも同じ状況であるが、今財務省と折衝して予算がないと言われて、今回の事業仕分けで保育関係が3つ削られようとしている。別に財務省が悪いと思わないが、財政状況が厳しいから一步間違えると保育は切られ易い。いくら 50 人いるところに 60 人詰め込んで質が悪くなって、お母さん方が怒ろうが、やはり地方自治体の財政は厳しい。なかなかお母さんが怒ってもリカバーし難いと思う。地方自治体の財政というのはそこまで本当に財政が厳しい。それともう一つ言いたいのは、一旦質が悪くなって元の状態に戻した、でも私はこういう保育というのは人体実験ではないのだからあまり試行錯誤というのは許されないと思う。一年間詰め込みすぎて失敗したと、子供の育ちにえらい悪影響が出たと、失敗した、来年元に戻そうとって試行錯誤するのはあまりよくないと思っていて、繰り返しになるが津村さんにお認め頂きたいと思うのは縦軸横軸の話があるのであえて縦軸の話を言っているが 50 人いる保育所に 60 人詰め込めば、残念ながら確実に今いる子供にとっては質の低い保育になる。ここにもし反論があるなら言って欲しい、私はそう思う。50 人いる保育所に 60 人詰め込めば普通質は落ちると私は認識しているがそこはどう思われるか。

(津村政務官) 10 人の子供が保育を受けられるプラスもある。そこは縦軸と横軸を掛け合わせないと一元的になると思う。もうひとつ霞ヶ関がルールを作ったら間違いない、地方に任せたら失敗するかもしれない、一年で変わるかもしれない、それ自体が霞ヶ関の論理で霞ヶ関のほうが地方よりも正しい判断をするという前提

を変えるのが地域主権推進だから政務官そこは一緒にやりましょう。

(山井政務官) 気持ちは一緒である。ただ私も大学時代、児童福祉施設で虐待を受けた子供たちの施設で6年間ボランティアをして、その中で福祉に関心を持って、大学を出てからも老人福祉の研究者として老人病院や特別老人ホームで何ヶ月も実習して福祉現場にずっといたが、やはり福祉というのはシンプルで一人当たりの部屋が狭くて、一人当たりの居場所が狭くて、一人当たりの手が低かったら、いくら現場の人が頑張ってもなかなか良いサービスはできない。もちろん同じ人で、同じ居住面積で頑張れば良いサービスはできる。でもやはり、より少ない人でより狭い部屋でより良いサービスは普通は残念ながら無理である。私も老人福祉の本は10冊ぐらい書いたことがある。今は亡き戸山正先生という先生が、国立病院研究所の研究者だったが、その先生は建築家で、老人ホームに関して、この保育と似ているが、こうおっしゃった。「ハードが貧弱であれば、いくらソフトを努力しても、なかなかそのハードの制約は超えられない」ということを仰っている。つまり、この保育の問題でも、現場の方がいくら頑張っても、狭いところに詰め込んだら、なかなか良い保育というのは出来ない。いま津村さんが大事なことを仰って、50人のところに60人を詰め込んだら、後に入れた10人の子どもにとっては良いじゃないかと。この保育の問題はそこに本質があると思っている。私はあえて言うならば、この規制を緩めて低い基準にすることは、今保育サービスを利用している子どもにとってはマイナスになるということは残念ながら認めざるを得ないんじゃないかと思う。いま津村さんが仰ったように、いま待機児童がいるわけで、待機している子どもにとって、そして待機している子どもの保護者にとっては、メリットがあるかもしれない。そこなんですよね。もう一言言わせてもらえるならば、保護者は声を上げられる。しかし保育所に通う子どもたちは、ぎゅうぎゅう詰めになって居心地が悪いとか、保育士の先生方が減ってなかなか遊んでくれないとかいうことは、子どもたちは発言できない。その声なき声というものを私はもちろん地方自治体も含めて、私たちは聞かないとだめではないか。繰り返しになるが、あえて単純化するならば、基準を低くすればという前提だが、今保育所を利用している子どもたちにとって明らかにマイナスになる可能性のあるようなことというのは、そう簡単にはこの民主党のマニフェストの立場からすると、マニフェストに反していると、認めることができないと言わざるを得ない。

(津村政務官) 本当に現場をよく知っている、経験豊富な山井政務官だから、話にとっても説得力があるわけだが、私はそういう非常に現場感覚が必要な、非常にデリケートなバランスの議論をするのが、そういう難しい、現場感覚の必要なテーマだからこそ、現場に近い地方自治体にその問題を考えてもらえばよいと思う。答えは何も最初から出していない、規制緩和でもない。そんな問題に取り組む人が誰なのか、霞ヶ関の官僚たちなのか、それとも現場に近い地域主権で、地方自治体の方々にそのいまの難しい問題を考えていただくのか、誰がそれを考えるかということだ。問題そのものをここで、いまの話はそういうことだと思う。でも、霞ヶ関で考えるのではなく、もっと現場を知っている、もっと保護者の方の声に

近い、子どもたちの顔も日頃から見えている、地元の方に、地域の方にこの問題を考えてもらえませんか、という問題。

(山井政務官) 先ほど津村さんがこれは分権であって、規制緩和ではないと仰ったが、私はそれは詭弁ではないかと思う。明らかに基準を緩くすることは規制緩和であるから、分権という名の規制緩和である。自由度が大きくなるわけだから、規制強化のほうはないし、規制緩和である。やっぱりそのことは認めていただかないといけないと思うし、やはり津村さんの言い分は私も痛いほど分かる。私も分権が何よりも大切だと思っているし、地方自治体がより多くの権限と財源を持つべきだといって、高齢社会の主役は市町村という本もスウェーデンに2年間留学して本も書いて、分権なくして福祉なしという風にその本でも書いたぐらいだが、ところが申し訳ないが、この保育の規制緩和というか地方分権の議論の本質は、分権ではない。やはり保育の質が上がるか下がるかというシンプルな話。先ほど言ったように、50人のところに60人入れば、今いる50人にとっては確実に質は下がる。そのことをどう考えるか。プラス10人利用できる子どもと保護者の問題はあるが、保育の主役は保護者なのか、子どもなのか。もちろん私は両方だと思う。両方だけれども、でもよりどちらが主役なのかという私は子どもではないかと思う。それと残り10人の子どもは今まで保育所に行けなかったのだから、行けたらメリットがあるじゃないかという趣旨のことを仰ったが、その新たに10人入る子どもも、何も50人で満杯のところ10人詰め込まれるよりも、やはりもう少し良い所に保育所に行きたいと思うはず。だから、そういう意味では、繰り返しになるが、この民主党の一言で言えば、ここで保育サービスについて、分権という名の顔をすれば、民主党は選挙前に言っていたことと選挙後にやることと違うのではないかと。ここは繰り返して言うが、安易な規制緩和によって、質よりも量を追い求め、不利益を子どもに与えるようなことになってはいけない。私のうがった見方かもしれないが、待機児童がいるからといって規制を緩めて、結果的に狭い、人手が少ない保育所に子どもが詰め込まれて、子どもが泣くようなことがあってはならないということではないか。分権ではないけれども、私、子ども・男女共同参画調査会のメンバーではなかったもので、私はこれを書いたときには入っていないけれども、これを普通に読めばそういう風にしか読めないと私は思うが。

(津村政務官) ここに書かれていることはこのとおりだと思う。私が申し上げているのは、主語、判断する主体のことだ。子どもに不利益かどうかを誰が判断するのか。霞ヶ関の厚生労働省が一番子どものことが分かっているのか。良質な保育とは誰が良質だと判断するのか。厚生労働省がこれは子どもの利益、これが良質な保育、そういう風に上から目線で決め付けてきたことが、これだけ地域主権を推進しようという国民的な声になってきているのではないか。地方自治体の皆さんに子どもの利益とは何かということを考えてもらえば良いではないか。良質な保育とは何かということを考えてもらって、責任も取ってもらえば良いではないか。

(山井政務官) 議論を蒸し返すかもしれないが、何を私が懸念しているかという、最初の時により高い基準を設定する自由、より低い基準を設定する自由を与えて

ほしいということを津村さんが言うから、より低い基準を設定するということは残念ながら保育の質を下げる自由も認めてほしいということ。それは民主党の過去の政策からいって、そう簡単に保育の質を下げる自由も認めてくれと言われても、認めるわけにはいかない。

(津村政務官) 自由という言葉はいろいろな意味があるのでマイナスのイメージもあるのかもしれないが、やっぱり自由なくして責任なしだと思う。私は地域主権、何度も言うけど、「地方自治体、もっと責任を負えよ」という話だと思う。現場に近いところが大きな責任をもって、たくさん仕事してくださいという話だと思う。甘い話じゃない。それだけの責任を負うだけの判断の自由、政策の自由というのが、責任に見合ったものが果たせない。口は出しますよ、霞ヶ関が全部命令しますよ、だけど責任は取りませんよというのは、まさに官僚の論理で、我々政務官がそこは心配しなくても良い。

(山井政務官) 津村政務官、保育の規制緩和をするなど言っているのは別に官僚の方ではなく、現場の保育所の方々や保護者の方々が、私たちより 100 倍くらい強く仰っている。私は本当に津村政務官が仰ることはほとんど同感。繰り返し言うが、私は分権論者なので、私の選挙のチラシも 1 番が地方分権と書いている。ただ、残念ながら、理想と現実がちょっと違う所がある。どう違うかという、十分な地方自治体に財源があれば津村政務官がおっしゃったことはいいが、地方自治体の財源は非常に厳しい。そうすると、苦渋の選択で待機児童も解消できないからもう少し詰め込もう、質が下がるのは目をつぶろうとならざるを得ない。理想は私も 100% 地方分権に賛成。国のやることは半分くらいに削るべきだと思っている。ただし、その前提は十分な自主財源があればということ。私は暫く前に福祉の研究で 2 年間スウェーデンに留学していたが、その時に実は同じ議論があった。ちょっと言い過ぎるかもしれないが、その時もスウェーデンで福祉の地方分権の議論があった。やはり似たような経過をどの国も辿る。その時に、福祉関係者はそのスウェーデンでの過去の地方分権の議論の時に何と言っていたか。残念ながら「分権は福祉の敵だ」と言っていた。分権という名の下に実は規制が緩和され、人手や面積基準が低くなり、サービスが低下していると。分権という美名の下での福祉カットは反対だと、分権は福祉の敵だということをスウェーデンの福祉関係者は言っていた。あえてスウェーデンの話を用いているのは、私は分権論者なので、私山井本人は、分権は福祉の敵だとは口が裂けても言いたくないが、そういう福祉国家スウェーデンを見ても、やはり分権というものが一歩間違えると福祉切り下げの口実、大義名分になりかねないという非常に微妙な問題であるということをお願いしたい。

(津村政務官) 分権にも詳しい山井政務官のお話のとおりで、良い分権と悪い分権があると思う。他の省庁の皆さんとの議論でも今後出てくると思うが、何でも分権すればいいという話ではもちろんなく、国の役割ももちろんあると思う。ただ、その切り分けをきちんとやっていく、それが今回の地域主権推進の大きな取り組みで、有識者の皆さんからも勧告を頂いたり、いろいろな地域の現場の話を聞いたりした中で今回出てきたというプロセスもあるが、やはり、確かに地方分権、



これからは地域主権推進、これを進めていって、私は100%必ず永遠にうまくいくということは分からない。しかし、そこは国のレベルでは我々政治家が国民の皆さんから負託を受けた立場で政務三役としてこれからも国の役割をしっかりと見ていくわけだし、それと同じように地方においても首長さんや地方議会の皆さんがいわば地域地域での政治主導をしっかりとやって頂いて、そういう市民の皆さん県民の皆さんの不利益にならないように子どもの不利益にならないようにしっかりチェックしてやって頂く、そういう国のかたち全体を変える大改革なので、その時に今までの論理に乗っかってここだけ変えてもという話をするのは、やはり山井政務官、少しお役所の皆さんに優しすぎると思う。

(山井政務官)ですから、霞ヶ関ではなくて地方に移すべきだというのは私も大賛成。ただ、誠に申し上げないが、例外としてこの保育サービスを言っている。やはり子どもの保育というのは一番大事。やはり、子どもの保育環境が一番大事だと思う。1つの理由は、子どもは文句を言えない。職員の数が減った、面積がきつくなった、ぎゅうぎゅう詰めになったといっても子どもは文句を言えないわけなので、最大限、少なくとも子どもの利益に適う改革をしなければならないと思う。こう言ったら地方自治体を信用してないのかとお叱りを受けるかもしれないが、今回、地方自治体の財政課の職員、保育課の職員に何本か電話して聞いてみた。分権したらどうなるかと聞いたら、多くの保育課の職員は困ると言った。なぜ困るかということ、今最低基準があるから予算が獲得できる。最低基準が緩和されれば財務との交渉で、緩和されたから待機児童を解消するためにはもう10人詰め込んでもいいではないか、新設するときには保育所の職員、保育士を減らせばいいではないか、こんな大きな保育所はいらないではないかとなる。今までは財務に言われたら、国の基準があるので最低限守らないと駄目だというようにして国の基準を盾に保育の質を守ることができた。この言葉は非常に分かる気がする。今の事業仕分けも似たようなところがある。今日も私は行っていたが、障害者福祉の研究助成金が廃止になった。みんな事業仕分けの人たちも障害者福祉の予算など切りたくない。昨日はニートの若者のための若者自立塾も廃止になった。しかし何故こうなるかと言えば、3兆円カットしないと駄目だ、背に腹は代えられないから泣く泣く削らざるを得ないということまで地方自治体も国も追い込まれているから。今回地方分権をすれば、地方分権というきれいごとだけでなく、津村政務官が言う分権論に終わらず、保育の質の低下、繰り返しになるが、50人子どもを預かる保育所に60人入れるということが即起こる。今50人子どもがいる保育所に60人を詰め込むということについて、津村政務官は、分権論は置いておいて、そのようなことを良しとするかしないか。

(津村政務官)全体のバランスの中で、それが大きな問題になるようであれば、自治体も議会もそれは許さないと思う。そのケースだけではない。何度も申し上げるが、分権を置いておいてと仰るが、地域主権推進のために来た。そこは地域主権を推進すると行政サービスが落ちるという話ですね、今の話は。

(山井政務官)そこが大事。私は100%落ちるというのではない。中には落ちる自治体があるということ。

(津村政務官) そうならないように、各自治体でもチェックをする。最後に、頂いた時間がもう少し終わるので、山井政務官が仰ったことと同じことが他のやり方でもきちんとできるという話をして終わろうと思う。例えば条例委任を認める場合にグリップが効かなくなるではないか、もし標準や参酌すべき基準にする場合は、サービス水準に応じて介護報酬を設定するなどという先ほどの紙の①だとか、従うべき基準にする場合は総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入して欲しいなどという、これからも言うことを聞かせる方法はきちんと残して欲しいとも聞こえる話だったが、それは屋根の上にもう少し屋根を作る話で、最低限のルールは地方自治法にも、まさに地方自治を進めるための地方自治法にもそこは最低限担保されている。釈迦に説法だが、各大臣は自治事務が法令の規定に違反しているとか、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している場合には、違反の是正又は改善のための必要な措置を要求できるなど、新たに総務大臣や厚生労働大臣が何か要求できるという仕組みを作らなくても、地方自治法に最低限のルールがあるのだから、そこは国レベルで我々国会議員が政務三役として、あるいは国会議員としてチェックしていけばよい。それがこれからの脱官僚政治のあり方だと思うので、是非ここは一緒に政務三役として、政治主導で行う地域主権推進にお力を貸して頂きたい。改めて手続的なところについては後日連絡したいと思うので、役所の皆さんと政治主導で議論していただいた結果を、他の条項と合わせてお伝え頂きたい。

(山井政務官) 付け加えてだが、民主党のこの政策の中の2番目に待機児童対策となっている。待機児童対策については、小中学校の統廃合により使用をやめた学校施設等を利用した民間保育所の増設等が書かれている。面積基準の緩和や人員配置基準の緩和によって待機児童対策をやるというのは、民主党の政策にはなっていない。そして、ここに書いてあるとおり、単に保育所が足りないだけでなく、詰め込みによる保育環境の悪化も懸念され、子ども達が受ける保育の質に差が生まれている、と。これは、地方自治体の財政が厳しいところや意識が低いところは、50人の保育所に60人、70人詰め込んでおり、隣の自治体では50人だ、と。子供はどこ自治体に生まれるかは選べないのだから、保育の質というのは、ある程度国が保障しなければならないのではないかと。長妻大臣とも相談したのだが、我々も今言っている理想だけでは残念ながら最終的に地方分権とバランスの問題がある。そして、待機児童対策とのバランスの問題も現実的にある。そういう中で、津村さんが言ったように保育の質をどうしても守りたいというのが大原則です。しかし、例外として今回は長妻大臣と相談して、東京は地価も高いし、待機児童も多い。だから、原則は今言ったことだが、やはり待機児童がいるということも無視はできない。だから、最小限保育の質が下がらないという担保の下、東京等に限り、面積のところだけは一義的に緩和するというのを現実的対応として書き込ませてもらった。しかし、ここに関しても、地価が高いということもあって、東京は確かに面積基準を緩和したら増えやすいということはあるかもしれないが、人員配置に関しては、待機児童が多い東京都であれ、人員は足りないわけではないので例外規定はなしということにした。

(津村政務官) 待機児童の問題は非常に重要で、解決していかなければならない課題だが、そういう問題を解決するのは誰が解決するのかという話。山井政務官が言っていることは、霞ヶ関の代弁で国が待機児童をやらなければいけない。だから、一時的に渡すけどまた戻すとか、どこの自治体を標準にするかも国が決める、時期も決める、対象も国が決める。国が、国が、国が、なんです。そうではなく、今日言っているのは、地域に任せましょうという話です。待機児童解消が大事な地域は、その地域が判断するし、別の問題がある地域は、別の角度からその自治体が判断する。現場の方を一番知っている人に任せようという話。待機児童を解消するために今回の中途半端な規定を出したのは、いかにも中途半端に聞こえる。

(山井政務官) 霞ヶ関の代弁と言うが、私は子供の声を代弁しているつもり。子供の声は子供には言えない。誰かが、大人が代弁する必要がある。私も18歳の時から、子供の施設でボランティアしていたが、そこでは児童福祉施設で虐待された子供が泣いているのだ。この子供達の声有谁かが代弁しないとダメだということで、私も政治家を志したという思いがある。繰り返しになるが、分権は大賛成。しかし、その分権によって、もし一部の自治体で保育の質が下がる可能性があるのなら、それは今までの民主党の政策とは違うのではないか。そして、いくら分権という大義名分があっても、保育の質を上げて良いとは誰も認めないわけであって、子供手当も含めて、質の高い保育所の増設とセットな訳だが、子育て支援ということを行っている以上、やはり保育の質を守っていくことが今の政権の一番大事なことだと思う。多少すれ違いはあるが、本質は分権論ではないと思っている。分権論ではなく、子供の保育の質をいかに守り、改善するかが議論の中心。霞ヶ関や地方自治体ではなく、この議論の主役は子供であるべきだという風に思っている。

(津村政務官) 全く反論はない。私は今の話その通りという中で、付け加えたいのは現場に近い地方の方を信頼して任せていくことで、今言われたゴールに近づけるのではないかなと思う。

(山井政務官) 私も(地方自治体を)非常に信頼しているが、今回基準を緩めて、50人の保育所に60人詰め込まれるということが起こらないと責任をもって言えるか。

(津村政務官) 言えることは、財務省とのお金のやり取りのなかで、ここだけを緩めてしまうと、もう片方もちゃんとやらないと歪むという話だと思う。そこは、財務省なり予算編成のあり方を見直している。全部透明化しようということで。事業仕分けもその一つで、国家戦略室でも透明化していこうと。江戸の仇を長崎で討つような、そういうことは出来ないように、透明な議論で国民や子供の利益を守って行こうというアプローチを同時に行っている。全省庁あげて、政治家あげてやっていく取り組みの中で解決していこう。

(山井政務官) 最後になるが、地方分権大賛成、地方自治体も信頼している。だからこそ、今回も9割は(勧告の)言い分通りということにした。ただ、申し訳ないがごく一部の例外だけはお許しいただきたい。それは、子供達、お年寄り、障害者という弱い立場の方々が財税が厳しい中で、サービスがカットされやすいので、例外を認めてもらいたいということ。

(津村政務官) 少し日をおいてまた返事をいただきたい。大臣にも今日の話伝えていただきたい。ありがとうございました。

(以上)